

韓国の多文化家族支援センターの教育事業が 女性移住者の生活適応に及ぼす効果 ——全羅南道におけるインタビュー調査から——

宋 嶮 營

はじめに

- I. 多文化家族政策に関する議論状況
- II. 多文化家族支援政策による女性移住者の生活変化調査
 1. インタビュー調査概要
 2. 多文化家族支援センターの教育利用現況
 3. 生活変化における支援教育事業の効果

III. 多文化家族支援政策に対する女性移住者の要望

1. 女性移住者のセンター事業に対する要望
2. 二重言語政策をめぐる女性移住者の要望

おわりに

はじめに

韓国では2000年代に入ってから、国際結婚による国際結婚女性移住者（以下「女性移住者」と略す）が増加した。2009年度行政安全部の資料によると124ヶ国から来た125,673名の女性移住者が居住している¹⁾。外国人労働者とは異なる定住者として、女性移住者が増加するとともに多文化家族の問題がクローズアップされ、韓国政府は2004年少数者政策として女性移住者に対する政策を実施しはじめた。2006年は女性移住者が含まれている家族も対象とする「多文化家族支援政策」を実施している。その後も2008年には女性移住者と子女など多文化家族の社会統合を支援するための「多文化家族生涯周期別対応型支援強化」対策と「多文化家族支援法」が施行された²⁾。現・李明博政権の2009年6月からは「多文化家族支援改善総合対策」と改称し、継続的に実施されている。

韓国政府の積極的な動きにともない女性移住者に対する先行研究は、まず2005年から政府傘下機関をはじめ、道・市などの地方自治体や多くの研究者により、女性移住者と家族の現況把握に関する実態調査および政策的支援方案に対する研究が相次いで発表されている。また、人類学、社会福祉学、女性学、行政学の研究者による国際結婚の夫婦の葛藤の要因、結婚満足度の要因、女性移住者の適応問題を把握した研究が多数である。

多文化家族政策に関する理論的な研究動向として、「多文化主義」や「多文化」の概念に注目して韓国とカナダ・アメリカ・オーストラリアなどを比較し、韓国の多文化家族政策は同化主義であると指摘する研究がある。また、女性学の研究者は、女性移住者に対する韓国政府の政策は人口減少・高齢化の社会問題への対策であると指摘している。また、多文化家族支援センターの事業が韓国語教育・韓国文化教育に重点を置いていることから韓国の多文化家族政策は同化主義であると主張する研究がある。しかし、このような研究では女性移住者は一時的な「滞在者」ではなく、韓国で定着していく「家族の構成員・地域社会の一員」、つまり「定住者」であり、自立した主体として生活するためにはマジョリティーの言語を習得することが欠かせないという視点が欠けている。

移住問題研究では、移住は、「力を付与する (empowering) 効果」と「力を喪失する (disempowering) 効果」があるといわれる。しかし、先行研究では、肉体的・精神的な虐待などのマイナス (disempowering) 効果に焦点を当てた研究がほとんどである。多文化家族政策に関する研究でも同様の傾向にある。多文化家族政策が女性移住者の生活上にもたらした肯定的 (empowering) な効果については十分に検討されているとは言い難い。多文化家族政策が女性移住者の生活にどのような変化を及ぼしているのかその実効性を明らか

にしないまま、「多文化主義ではないから同化政策」であるとか、「韓国語教育は同化政策である」と批判的に議論するだけでは、女性移住者が現実求めている課題に応えられないのである。また、多文化家族政策に対する研究者の期待と女性移住者の要望が必ずしも一致するとは限らない。

そこで本稿では、韓国の多文化家族政策が本質的には同化主義であることをみとめつつ、まずⅠでは、多文化家族政策に関する先行研究の状況を検討する。理論的には同化の側面ばかりを批判しがちであるのに対してここでは、女性移住者が置かれている現実の問題や社会問題と関連付けて考察していく。またⅡでは、多文化家族政策を執行している多文化家族支援センター（以下「センター」とする）に通った女性移住者へのインタビュー調査を通して、多文化家族政策が女性移住者の生活にどのような肯定的な効果をもたらしたのかを明らかにする。政策を受けることによって単なる同化を乗り越える要素に注目しながら分析していく。続いてⅢでは、女性移住者が多文化家族政策に何を求めているのかを把握し、その目の前の政策課題について考察する。要望を把握し改善策を提案することによって、さらに多文化家族政策の効果を上げることを目的とする。

Ⅰ. 多文化家族政策に関する議論状況

本節では多文化家族政策に関する先行研究の議論状況を概括する。とりわけ批判的な見解に注目し、議論と女性移住者の現実の問題および社会問題と関連づけて考察してみる。

多文化家族政策に関する韓国政府の意図の問題点を指摘した研究としては、金ソンヒ（2008）、文ギョンヒ（2006）、金ヒョンミ（2006）が挙げられる。まず、金ソンヒ（2008）は、2004年度「結婚移住女性のための総合支援対策」では女性移住者の人権が重視されたが、2005年4月大統領が「移民政策を慎重に検討し少子化・高齢化に対する対策」を指示したことから、韓国政府の政策は人権保護観点より家族維持のためであると指摘している。また、金ヒョンミ（2006）も、韓国政府の多文化家族支援政策は女性移住者を農村地域に安定させ家族を再生産するための政策であると主張している。文ギョンヒ（2006）は、前述の2005年4月の大統領指示と関連づけて、多文化家族政策は女性移住者を少子化・高齢

化の問題解決のための代替人材としてみていると批評している。これらの指摘のように、女性移住者に対する韓国政府の多文化家族政策は、人権的な観点から社会問題（少子化・高齢化）の対策に重点をおいており、そのことは否定しえない。しかし、政府がそのような対策を実施しなければならない現実を踏まえた上での分析がおこなわれているとは言い難い。韓国は1980年代前半まで労働者送出国だったが、1990年代から外国人労働者と女性移住者が増加しはじめ、2000年代以降アジア諸国からの女性移住者が急増し、女性移住者の受け入れをめぐる議論らしい議論もなく受入れ国になったのである。国際結婚比率（全結婚件数に占める国際結婚の比率）は、1990年代の3%前後から急増し2005年には13.6%を記録した³⁾。なかでも農林漁業従事者男性の結婚件数に占める国際結婚比率は2006年には41%に達した。国際結婚の急増は韓国女性の高齢化や未婚率の上昇と国際的な結婚仲介業の「活況」があいまった結果であるが、国際結婚にいたる過程ならびに結婚後に韓国社会で生活する場面で遭遇する差別的状況が多く指摘された。したがって、多文化家族政策は韓国政府が公的に女性移住者を受け入れるという政策決定から出発したのではなく、国際結婚から発生する人権問題や不適応問題が先行し、後からその問題を解決するため政策に取り組んだのである。

統計庁の「人口動態統計年譜」によると、人口規模の維持に必要な出生率は2.1名であるが、韓国の2007年度合計出生率は1.26名で、「超少子化社会」となっている⁴⁾。このような少子化問題の解決のため韓国政府は出生促進政策を強化しているが、さしたる成果はない。続いて、高齢化の将来予測を見てみると、2018年には高齢社会に入り、2026年には超高齢社会になると推測されている。フランスやドイツが高齢社会から超高齢社会になるまで約40年がかかったのに比べてみると、韓国の高齢化の問題は実に深刻なペースで加速しているのである⁵⁾。欧米で移民政策を積極的に推進した理由も労働力不足と人口減少の解決などの観点からであった。女性移住者は現実的な問題（農村地域の未婚男性の結婚問題）と未来の問題（高齢化、人口の減少）のため必要不可欠な存在になっていくだろう。

次に、金ヒョンミ（2006）は2006年女性移住者支援対策の公式名称が「女性結婚移民者家族の社会統合支援対策」であり、2008年施行された多文化家族支援法も

その目的条項をみると「この法は多文化家族構成員が安定した家族生活を営めるようにし、生活の質の向上と社会統合に尽くす」と明記されていることから、政府の主な目的は女性移住者を社会統合していくことにありと主張している。多くのジェンダー学の研究者は、「社会統合」のための支援対策であることは、すなわち同化政策であると指摘している。

こうした議論には単なる政策の名称や文言の言葉尻をとらえて批評する傾向があり、多文化家族政策における人権保護事業や教育・福祉事業などが女性移住者の生活適応にもたらした肯定的な効果について十分な検討が行われていない。2008年に発表された「第1次外国人政策基本計画（2008～2012）⁷⁾」の目標のうち「高い質の社会統合」の内容をみると、「文化的な多様性の認定を基盤とし内国人と移民者が持続的で緊密な社会関係を形成して、共存する社会を社会統合の尺度にする」と明記されている。一方、同化政策は、主流民族が少数派に対して自らの文化に従うよう強制する政策であるが、女性移住者は自立的に韓国語教育を選択している。また、多文化家族センターで女性移住者自助集団育成支援やマジョリティーに対するマイノリティー理解教育などを実行していることから韓国の多文化政策が志向することが単なる同化政策に過ぎないとは言い切れないと思われる⁶⁾。

次に、韓国の多文化家族政策は同化政策であると指摘した研究の動向を見ると、「多文化主義」や「多文化」の概念について、カナダ・アメリカ・オーストラリアなど欧米と比較しながら韓国の多文化家族政策は同化主義であると指摘する研究が多い。例えば、高スキヒ（2008）は、Castles & Miller（2003）の理論に基づき差別的包摂/排除モデル（differential exclusionary model）、同化主義モデル（assimilationist model）、多元主義モデル（multicultural or pluralist model）の3つのモデルを提示し、外国人移住者の文化的な多様性の許容程度から判断すると、韓国の多文化政策は同化主義モデルに当てはまると主張している。

ところが、Kymlicka（1995）が指摘するように、外国人政策は初期にはほとんどの国において同化を優先的な政策方向とするのが一般的で、多文化主義を導入しているアメリカは1980年代後半から、オーストラリアも当初は白豪主義だったが1970年代から多文化主義に転換した。問題は統合をめぐるどのような統合を成し遂げ

るかがにある。多文化主義は原住民、少数民族、家族単位の移民集団など多様な集団が存在した欧米で採択された場合が多いが、韓国の場合は国際結婚で入国する女性移住者は個人単位で家族の構成員として編入する移住であり、韓国の家庭の一員としての「定住者」である。この大きな差に注目する必要がある。

ここで簡単に政策としての多文化主義の概念を示しておきたい。田村（1989）は、多文化主義（multiculturalism）は「文化的多様性の現実を肯定的に捉え、それを保持し、促進することを積極的にすすめる政策である。マイノリティー集団には不平等の是正と社会参加の促進、マジョリティー集団には寛容と異文化理解の精神を啓蒙する理念である」と定義している。また、関根（1996）は、多文化主義は「国民国家は一文化、一言語、一民族によって成立すべきであるとする『同化主義（assimilationism）』にもとづいた国民統合政策を否定する理念である」と主張し、それは同時に、エスニック・マイノリティーにホスト社会への積極参加を促す法整備や政策を含めた国民統合あるいは社会統合のためのイデオロギーであるという見方をとる。一方、関根（2000）は、欧米の多文化主義の問題点について次のように指摘している。人種主義の否定から始まった人種・民族・エスニック集団の関係改善過程で多文化主義が生まれ、さらに改善が進められたが、結局は人種主義的關係あるいは国民分裂を進めてしまうという悪循環に陥るとする。多文化主義は多文化への許容性の低いものから高いものへと展開するが、マイノリティー文化の尊重が進み、多文化主義政策が充実してくると、政策上のコストも大きくなり、異文化集団の存在が目立つようになる。すると主流国民の間に経済、文化面で「逆差別」されているという感情が醸成され、マジョリティー集団からは国民文化も多文化主義のもと保護されるべきだとの主張も強まる。こうして、多文化主義から「多分化主義」への動きが出始めると指摘した。

続いて、高スンヒ（2008）が韓国人と女性移住者が同化主義と多元主義のうちどのような政策を希望しているのかを調査した結果によると、「同化主義」と答えた韓国人が50.0%であるのに対して、女性移住者は76%である。一方、多元主義に対しては、韓国人が49.7%で、女性移住者が13%と回答した。このように女性移住者の希望は多数の論者の予想とは異なる結果を示している。また、国籍別の同化主義と多元主義に対する認識調査によると、フィリピン人、日本人、中国人の場合は約

50%ずつであるが、ベトナム人、インドネシア人、モンゴル人、カンボジア人、タイ人は100%同化主義を希望しており、その結果は興味深い。

このような研究成果から、韓国政府は政策の推進において、欧米の多文化主義の成果および問題点をさらに検討し、女性移住者の実情に応じた政策理念を検討しなければならないと言える。

次に、多文化政策の執行機関であるセンターの事業内容の問題を指摘した金インソンほか(2008)、金ヒョンミ(2006)、李ロミほか(2010)の研究がある。センターの主な事業は韓国語教育、韓国料理教育、韓国文化理解教育であり、女性移住者の出身国の文化理解のための交流などに関する教育はほとんど実施されていない。それは結果的に女性移住者を韓国家庭に定着させ、韓国社会に同化させるための同化政策であると主張している。しかし、言語教育が同化政策だとする評価は政策の対象者である女性移住者の考え方とは相違している。言語が不自由な間は意思の不疎通により家族との葛藤が発生し、自立した生活ができない。さらに文化的・社会的な差別に関しても意思表示すらできない。女性移住者が持っている多様な言語・文化の価値を認めるのは重要であるが、それより先にまず、女性移住者が韓国社会に適応できるように支援することが急務である。したがって、結婚初期に韓国社会に適応するためには韓国語教育は必須不可欠なものであると考えられる。図1の「2008年度多文化家族支援センターの事業別運営現況」(総人員615,802名/3,135件)をみると、実際に韓国語教育を受けた女性移住者が最も多い。また、社会学の研究者である薛東勲

ほか(2006)の研究によると、女性移住者は韓国語教育に関する満足度が最も高いという結果が出た。

これらの結果は、韓国で生活する女性移住者が同化政策の事業が必要であることを認定したともいえるだろう。女性移住者が韓国語教育を受けなければならない強制的な規定はないことから女性移住者が韓国語教育を求めた要求と多文化政策の供給目的が相まったものであると思われる。

センターでは韓国語能力の強化に力点を置いている。また、その内容のうち韓国文化や社会事情も設けられていることから統合政策が同化政策の性格を帯びている点は否めない。ただし、センターの事業目的の中で女性移住者の「文化的多様性の尊重」が前提として謳われている点から単なる同化政策を目指すものではないことは評価に値する。

続いて、多文化家庭子女の言語習得問題に注目し、実態調査を通して学校教育の問題点、支援の不足を指摘した研究として、韓国女性政策研究院(2007)と教育人的資源部(2006)の研究がある。これらは、現行の政策は母の出身国の母語と文化に接する機会を提供しているのかを問いとして現行政策は多文化政策ではなく同化政策であると批判している。その対策として韓国政府は2009年4月から多文化家庭子女に対する「多言語政策」を実施しているが、それが多文化家庭子女の現実的な教育問題の対策になっているのかを検討する必要がある。

ここまで韓国における多文化家族支援政策に関する議論を概観してきた。一般に多文化家族支援政策は同化政策であると批判されがちであるが、政策の対象者である

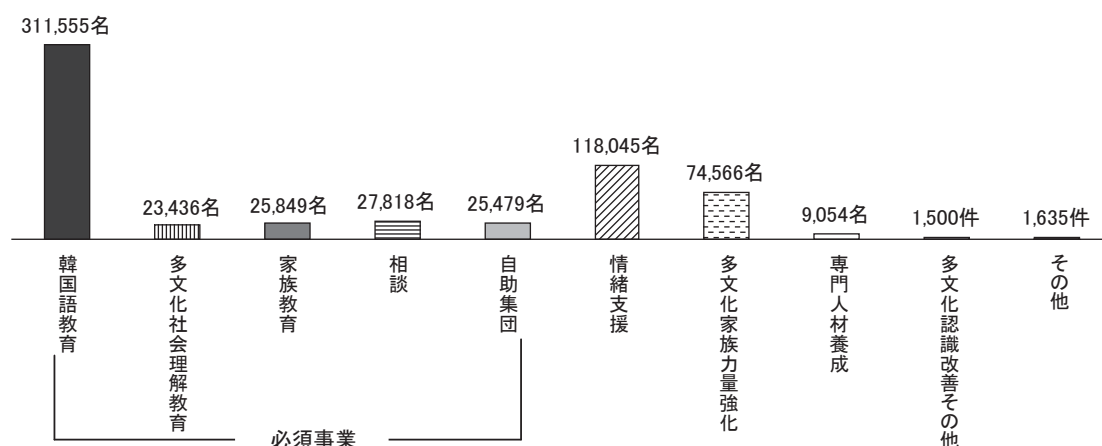


図1. 2008年度多文化家族支援センター事業別運営現況

出所：『2008年度多文化家族支援センター事業結果報告書』の資料を基に筆者が作成。

女性移住者はどのように意識しているのかを検討する必要がある。

そこでⅡでは多文化家族支援センターに通った女性移住者 12 名のへのインタビュー調査結果から考察していく。

Ⅱ. 多文化家族支援政策による女性移住者の生活変化調査

ここでは多文化家族政策の実効性の側面から、女性移住者はセンターの事業のうちどのような教育事業を受けたのか、最も役に立った事業はなにか、そして女性移住者はその事業を通して起きた生活変化のうちどのような変化を意識しているのかを検討する。その意識から女性移住者は多文化家族政策で何を求めているのかが見えるだろう。都市にくらべ NGO、NPO などの支援施設が少ない農村地域においては多文化家族支援センターの教育支援はほぼ唯一の支援施設である。したがって本稿では、農村地域に住んでいる女性移住者を調査対象にする。

本論に入る前に本研究の対象地域である全羅南道の女性移住者および多文化家庭子女の人口現況を簡単に見てみよう。全羅南道は、女性移住者が 6,571 名（2009 年 6 月）で、韓国の農村地域のうち最も多い地域である。表 1 のように全羅南道では木浦に最も女性移住者が多く住んでいるが木浦は都市部であるため除外し、本稿では次に女性移住者が多く居住している霊岩（ヨンアム）にあるセンターを利用した女性移住者を対象とする⁸⁾。

金デソン（2008）の研究によると、全羅南道の女性移住者の職業をみると専業主婦が約 71%、農業（畜産・果樹業も含む）が約 15%、その他が 14% の順である。専業主婦をしている多くの人は就職を希望している⁹⁾。また、多文化家庭の増加により、2006 年度全羅南道の合計出生率は 1.33 名で、全国自治体の平均 1.18 名を上回ると言及している¹⁰⁾。

次に、全羅南道の多文化家庭子女数をみると、表 2 に示したように 2006 年 3,138 名から 2009 年 6 月 7,499 名に増加した。2009 年度の年齢別にみると、1～5 歳が 3,914 名、6～12 歳が 2,655 名、13～18 歳が 469 名、19 歳以上が 461 名である。2006 年度就学前の 1～5 歳が約 2,000 名から、2009 年度は約 2 倍増加して約 4,000 名である。2006 年度の全羅南道道庁の内部資料によると、多文化家庭の児童のうち 77 名が言語能力の低さの問題を抱えている発達障害を持っている。そこで、Ⅲでは簡単に多文化家庭子女の言語教育における政策について見ていくことにする。

1. インタビュー調査概要

多文化家族支援政策を実施しているセンターに通っている、または通ったことがある女性移住者をインタビュー対象者の条件として調査を実施した。調査実施期間は 2009 年 9 月 8 日～10 月 2 日までの 25 日間である。調査は全羅南道の霊岩（ヨンアム）センターの協力を得て韓国語または日本語で調査ができる女性移住者を対象にした。出身国別の差を考えながら分析をするため 6 カ

表 1. 全羅南道調査対象地別国際結婚女性移住者の現況 (2009 年 6 月現在) (単位：名)

	計	中国	ベトナム	フィリピン	日本	カンボジア	モンゴル	タイ	ウズベキスタン	その他
全羅南道	6,571	2,159	2,017	1,073	595	269	145	139	52	122
木浦	522	302	74	54	38	19	9	11	4	11
霊岩	321	126	69	64	31	5	14	6	3	3
莊盛	263	70	110	37	16	11	14	1	1	3
その他	5,465	1,661	1,764	918	510	234	108	121	44	105

出所：全羅南道道庁の内部資料「外国人住民実態調査結果」（2009）より。上位 3 市・郡を示した。

表 2. 全羅南道国際結婚女性移住者の子女現況 (単位：名)

	計	1～5 歳	6～12 歳	13～18 歳	19 歳以上
2009 年 6 月	7,499	3,914	2,655	469	461
2008 年 12 月	6,048	3,251	2,299	333	165
2007 年 12 月	4,567	2,508	1,766	211	82
2006 年 12 月	3,832	1,997	1,513	173	72

出所：全羅南道道庁内部資料「外国人住民実態調査結果」（2009）より。

国の国籍者を対象にした。調査対象者は総 12 名（ベトナム人 2 名、日本人 2 名、タイ人 1 名、フィリピン人 5 名、カンボジア人 1 名、中国人（朝鮮族）1 名）である¹¹⁾。調査は、一人当たり 30 分～1 時間程度で個別インタビュー方式調査を行った。調査対象者の基本事項は以下のように出身国別に分類し表 3 でまとめて示す。

基本事項をまとめてみると、夫婦の平均年齢は、韓国人夫が約 45 歳、女性移住者が約 34 歳で韓国人男性が約 11 歳年上である。②の場合は夫と 25 歳の年がある。子女の有無は、女性移住者 9 名が二人の子女がおり、年齢は 1 歳から小学生まで多様であった。調査対象者 12 名のうち 9 名が来韓して 6 ヶ月以内に妊娠をした。これについて霊岩センターの宋ヨンヒセンター長は、「国際結

婚する韓国人男性は年齢が平均 45 歳で晩婚が多く、女性移住者は夫や姑からすぐ妊娠するように言われている。こうして来韓したばかりの女性移住者は、家族や生活になれる前に妊娠してしまうケースがよくある」と述べた。最終学歴をみると、ベトナム人とカンボジア人は低学歴で、フィリピン人は高学歴が多い。

出会ったきっかけは、お見合いが 5 件、統一教会による者が 5 件、友達紹介が 1 件、親戚紹介が 1 件である。一般的に女性移住者が国際結婚をする動機としては経済的な理由が強調されている。しかし、調査結果によると低学歴であった②と⑦が経済的な理由と答えたが、それ以外の回答者は「夫の人柄がよさそうにみえて」、「夫が私を愛して」、「逸早く母国を離れたくて」、「親戚の紹介

表 3. インタビュー対象者の基本事項 (1)

調査対象者別 出身国	年齢 (才※)	来韓 (年齢)	最終学歴	子女 (名)
①ベトナム	30 (夫 46)	2001 年 (21)	高校	2
②ベトナム	24 (夫 49)	2006 年 (20)	中学校 2 年中退	2
③日本	40 (夫 40)	2003 年 (34)	中学	2
④日本	36 (夫 40)	2006 年 (33)	大学	2
⑤タイ	39 (夫 44)	2000 年 (30)	高校	2
⑥中国 (朝鮮族)	34 (夫 46)	2002 年 (27)	高校	2
⑦カンボジア	23 (夫 40)	2007 年 (21)	小学校 3 年中退	1
⑧フィリピン	43 (夫 45)	1998 年 (32)	大学	2
⑨フィリピン	36 (夫 46)	2000 年 (27)	大学中退	1
⑩フィリピン	32 (夫 49)	2004 年 (27)	高校	2
⑪フィリピン	39 (夫 49)	1999 年 (28)	大学中退	0
⑫フィリピン	37 (夫 44)	2000 年 (29)	大学	2

注：年齢は調査時

表 4. インタビュー対象者の基本事項 (2)

調査対象者	出会い	来韓前の職業	現在の職業	配偶者の職業
①ベトナム	お見合い	両親の商売の手伝い	週 3 回センターで通訳	会社員
②ベトナム	お見合い	親戚の店で果物商売	主婦 (時々食堂でバイト)	造船所の下請け会社
③日本	友達紹介	縫製工場	主婦	農事
④日本	統一教会	事務	主婦	船製造会社員
⑤タイ	統一教会	ホテル	主婦	会社員
⑥中国	親戚紹介	幼稚園先生	農事	農事
⑦カンボジア	お見合い	農事手伝い	農事	農事
⑧フィリピン	統一教会	工場	英語講師	農事
⑨フィリピン	お見合い	デパート	英語講師	無職
⑩フィリピン	お見合い	縫製工場	農事	農事
⑪フィリピン	統一教会	工場	英語講師	農事
⑫フィリピン	統一教会	農業専門仕	区役所相談員 (前は英語講師)	農事

で、「宗教的な理由」など経済的な理由以外の理由を答えた。親戚の紹介で国際結婚をした⑥は、結婚した女性移住者が近所の韓国人男性を中国にいる親戚の朝鮮族女性に紹介するケースがよくある。したがって結婚した後不幸な結婚生活が続いても紹介した親戚との関係を考えると耐え忍んでいると語った。

また、来韓前の職業について問うと、農業関連の専門職であった⑫以外は、家事の手伝い、工場、デパートでの販売など非専門的労働に従事していた。⑥の場合は正式な資格を持たずに幼稚園の教師の仕事をし、専門職業を持っていた者は少ないことが分かった。現在の仕事は、センターでの通翻訳バイトが1名、区役所で女性移住者の相談員が1名、フィリピン人の英語講師が3名、農業が3名、主婦が4名である。主婦4名のうち3名は就職を希望している。配偶者の職業をみると農業が7名、会社員が4名、無職が1名である。

2. 多文化家族支援センターの教育利用現況

2006年度から運営されている多文化家族支援センターが、女性移住者を対象に取り組んでいる主要事業内容は、①韓国生活適応及び文化理解（韓国語教育、料理教育、文化理解教育、情報化教育）、②家族関係増進（家族教育、家族関係相談、家族関係教育の情報提供）、③多文化家庭子女の言語教育、育児方法教育、④結婚移民者自助集団育成支援及び指導者養成、⑤情緒的・文化的支援（里親及び後援家族の紹介や結婚移民者家族単位ネットワーク構築）、⑥多文化社会受け入れの「社会雰囲気」づくり、⑦関連機関・団体と協議団体構成及び運営、⑧管内結婚移民者支援機関・団体とのネットワーク構築、⑨女性福祉増進（妊娠・出産の健康教育、心理治療、健康検診）、⑩職業技術教育および就職先斡旋、⑪一般住民との文化交流会、⑫その他（暴力被害者が休める場所を提供、緊急生計支援、実態調査など）に分類できる¹²⁾。

このようなセンターの多様な支援教育のうち、まず、受けたことがある支援教育について問うた結果は、表5のように調査対象者の全員が韓国語教育を受けたことがあると回答した。表5は受けた支援教育のうち最も役に立ったと答えた順でまとめたもので、その結果は、「韓国語教育」が8名で最も多く、「英語指導者教育」が2名、「料理教育」・「文化教育」が各1名ずつであった。主にベトナム人、日本人、タイ人は韓国語教育、料理教育を受け、フィリピン人は英語指導者教育、家族相談などを受けていた。

朝鮮族である⑥の場合は、「センターと遠い所に住んでいて、訪問教育制度を通して朝鮮語とは異なる韓国語を教わっている」と述べた。

3. 生活変化における支援教育事業の効果

次は、多文化家族支援政策を受けた後どのような生活変化を意識しているのかについて問うたインタビュー調査結果を表6にまとめて示す。

表6を変化のキーワード別にみると、韓国語教育の効果として3名が「夫婦関係の改善」を挙げている。夫婦喧嘩の時に怒った理由について説明できるようになり雰囲気が緩和されたり（①）、夫婦の間の会話が増加したことも挙げている（④、⑩）。これは年々増加している国際結婚夫婦の離婚率と関連づけて考えると、韓国語教育支援による単なる言語の同化というより、女性移住者の円満な結婚生活を維持するうえで効果的であることを示している¹³⁾。金ジンヒ（2008）の研究によると、農村地域の女性移住者の生活満足度に関しては学歴、夫婦間の意思疎通効率性、配偶者及び家族問題葛藤が主な影響要因として挙げている。このように意思疎通の重要性は女性移住者の生活において欠かせないことである。

また、韓国語教育を通して4名が「子女教育への参加」の変化を挙げている。子女教育において事例③の場合、「韓国語教育を受ける前までは、韓国語ができなくて子

表5. 多文化家族支援センターの教育利用現況

対象者	センターで受けた教育	対象者	センターで受けた教育
①	韓国語、情報、料理、折り紙	⑦	韓国語、訪問児童教育、職業訓練
②	料理、韓国語、児童養育、保健教育	⑧	英語指導者、韓国語、家族相談
③	韓国語	⑨	英語指導者、韓国語、家族相談
④	韓国語、料理、訪問児童教育	⑩	韓国語、情報、訪問児童教育
⑤	韓国語、料理、情報	⑪	文化教育、英語指導者、韓国語、情報
⑥	韓国語訪問指導教育、訪問児童養育	⑫	韓国語、英語指導者、父母家族教育

表 6. 多文化政策を受けた後の生活変化

対象者	インタビュー内容	変化
①	夫婦喧嘩の時、韓国語教育を受ける前には簡単な単語しか使えないからもっと喧嘩が激しくなる場合もしばしばあった。しかし、韓国語教育を受けてからは、怒っている理由が説明できるようになった。	夫婦関係改善
②	姑と同居生活していたので韓国料理を習ったことが非常に役に立った。	韓国食文化
③	韓国語教育後、子供に単語を教えることができ、通学準備のサポートもできるようになった。	子女教育
④	夫と会話がややできるようになった。	夫婦関係改善
⑤	子供を叱る時など子供の教育にとっても役に立った。	子女教育
⑥	訪問教育指導を通して韓国語の書き方を習い、子供の教育に役に立った。	子女教育
⑦	韓国語ができるようになって子供に韓国語を教えられてとても嬉しい。	子女教育
⑧	センターが英語講師としての仕事を紹介してくれた。	就職
⑨	英語教授法を習い英語講師として仕事ができるようになった。	就職
⑩	韓国語が上手になった。夫との会話の時間が以前より増えた気がする。	夫婦関係改善
⑪	理解できなかった韓国文化（家父長制）が少し理解できるようになった。	韓国文化
⑫	センターが紹介し区役所で相談員として韓国語の通訳をやっている。	就職

供に教えられないから主人が塾に申し込んで学習させたり、教えたりした。子女の教育は主に主人に従った。韓国語を習った後から通学準備の世話をするようになった」と述べた。事例⑤は「高級レベルの韓国語教育を受けた後からは、子供が過ったことをした時に理解させながら叱れるようになった」と答えた。韓国語ができず、韓国の教育方法に関してよく知らないから夫の意見とおりに従ったが、韓国語教育を受けた後からは子女の教育や育児に積極的に参加するようになったことを変化として挙げている。

⑦は「夫が字も分からないので自ら韓国語教育を受け子供に簡単な単語を教えることができた」と答えた。女性移住者は韓国語の不自由さや韓国教育の理解不足などを理由に子育てに積極的に参加することができなかったが、韓国語教育を受けることによって子女の教育に積極的に参加するようになったことを挙げている。

また、⑤は「韓国語教育を受けたことで家族に母国の文化を説明することができ、家族と母国の食べ物で食事をするようになった」と答えた。自分の文化を伝えるようになったことは自尊感情の高揚の動機になったともいえるだろう。

前節で述べたように多くの論者がセンターでの支援事業が韓国語教育・韓国文化教育が主な事業であることを理由として同化政策であると主張しているが、調査結果をみると女性移住者の自発的な意思で韓国語教育の必要性から教育を受けており、生活においても最も効果があったと意識していることが明らかになった。

次に、文化理解教育を通した「文化理解度向上」を

1名（フィリピン人）があげている。事例⑪は、「フィリピンでは母系社会であるため女性の地位が高い。ところが来韓直後、家事の手伝いにおけるフィリピン人男性と韓国人夫の差、家庭内で女性の地位の低さなどに驚いたが、文化理解教育を通じてある程度は理解してもらえるようになった。また韓国の文化とフィリピンの文化の差を説明し理解させるようになった」と語った。他のフィリピン人の女性移住者のインタビューからも韓国人男性の家父長的思考と姑の男性優越主義の思想の差から結婚初期には家族の間で相当の葛藤があったことがうかがえる。そしてフィリピン人は家族相談や家族教育を受けた者が多かった。

また、フィリピン人3名は英語指導者教育を通して「就職」ができたことを挙げている。

事例⑧は「夫は大学にも通ってないし英語も話せない。仕事も農事をしており、収入は不安定でごく少ない。私が英語講師をして生活費を負担している。子供の教育や子育てにおいても夫は自分の意見に従う」と、教育を通して経済的困難を減少させる一助になったことを効果としてあげている。一方、事例⑨は、「英語講師の給料は自分が管理する。毎月姑に20万ウォン渡すと家事も少し手伝ってくれる。何よりも私が言いたいことを言えるようになり、姑は私に不満もあんまり言わなくなって良かった」と述べた。このように教育によって、経済的な自立性を持つようになり、姑との関係においても自分の意思をより言えるようになるなどの葛藤緩和の変化が見られた。

また、センターでの教育を通して家庭内で女性移住者

の役割変化も見られた。家計費の管理を誰がしているのかについて問うと、「夫が管理」が6名（②、③、④、⑩、⑪、⑫）、「本人が管理」が5名（①、⑤、⑦、⑧、⑨）、「舅が管理」が1名（⑥）であった。女性移住者が家計費を管理している5名のうち、事例①、⑦は韓国語教育を受けた後から管理するようになったと回答した。⑦は「以前は姑が管理したが、韓国語教育を受けた後からは任された」と語った。ここから、多文化家族支援教育は、家庭内での地位向上につながる政策として位置づけられる。就業教育は女性移住者のエンパワーメント¹⁴⁾のために非常に効果があるといえる。女性移住者自身が力をつけて自立をすることを通して、自分の主張を相手（夫・舅・姑・子供）に理解させるようになったことが明らかになった。

女性移住者は、移住国で言語不疎通などによる経済的・心理的な自立性を否定されて来た。Naila kabeer (2001) は、エンパワーメントとは「選択する能力を否定された人々がその能力を獲得する過程である」としているが、本調査においても多文化家族政策によって女性移住者が、いったん否定された能力を開化していることが明らかになった。家庭経済や家庭で起こる事において決定権および発言力をアップさせる効果があることが明らかになった。また、事例⑨からみると、就職教育政策を通して収入を得られるようになり経済的に自立をし、社会的にエンパワーメントできた。さらに、その自立を通して姑や家族に意思表示ができるようになったことは、心理的にエンパワーメントできるきっかけになったともいえるだろう。

Ⅲ. 多文化家族支援政策に対する女性移住者の要望

1. 女性移住者のセンター事業に対する要望

ここでは、Ⅱ節で明らかになった多文化家族政策の効果をもさらに向上させるため、女性移住者の政策に対する要望を把握し、その調査結果による改善策を考察する。

女性移住者に現在センターで実施している事業に対する要望について問うと、事例①、②、③、⑨、⑫は「特にない」と答えた。ここでいう「特にない」は、政策について満足していると解釈してもいいだろう。一方、④と⑥は子供に対する韓国語教育を挙げており、⑧は「今の学校では補充授業として多文化家庭の子供だけ授業時間内に別の教室で教育をさせている。これでは他の子供たちから劣る子と認識されていじめられてしまう。多文化家庭の子女の教育は放課後に別にさせた方が良いと思う」と要望している。⑤は「前のようにセンター長に韓国語を習いたい。文法などを実物や事例を用いて説明してくれたから理解しやすかった」と語った。また、⑦は「夫と姑も教育してほしい」と家族の教育を要望している。センターでは家族の教育を実施しているが、任意参加なので家族の参加率が低いことが問題であった。2009年度「多文化家族支援改善総合対策」では韓国人男性の教育を義務として定めているがその成果については検討する必要がある。続いて、⑩は「多文化イベントを実施する所が多すぎる」と、各社会団体の支援行事の重複を指摘している。⑪は「学校の先生や保護者のなかには私を英語講師として認めない人もいる。こんな先入観がなくなるように取り組んでほしい」と、マジョリティーの認識改善について語った。

まとめてみると政策の要求については、家族の教育改

表 7. 女性移住者の入国前後の悩みの変化

対象者	入国直後の悩み	現在の悩み	対象者	入国直後の悩み	現在の悩み
①	言語	子女教育	⑦	言語	子女教育、農業で忙しくて韓国語を習う時間がない。
②	言語、韓国料理	子女教育	⑧	言語	多文化家庭子女のための教育
③	言語	子女教育	⑨	言語、食べ物	子女教育
④	言語	夫の仕事（収入）が心配	⑩	言語、農事	夫の健康（酒、タバコ、農業の仕事）
⑤	言語、生活文化	子女教育と未来	⑪	言語	韓国文化（理解はできるが今も認められないこともある）
⑥	寂しさ	子女教育。母国に行かせないこと。	⑫	言語	子女教育、老後生活

善、近隣の人々の認識改善などを求めている。また、子供の韓国語教育に積極的に取り組んでほしいことと、今の多文化家庭子女に対する学校の教育方法の改善を求めている。

次に、来韓した直後に悩んだことと現在の悩みについて問うた結果をまとめると表7の通りである。朝鮮族である⑥以外の女性移住者は入国直後には言語問題に最も困っていたが、教育支援を受けた現在の悩みは「子女教育」だと答えた者が9名である。その以外にも夫の健康や仕事を心配している様子もあったが、とりわけ現在最も悩んでいることは多文化家庭子女の教育問題であることが明らかになった。

2. 二重言語政策をめぐる女性移住者の要望

ここで、多文化家庭子女に対する政府の「多言語政策」をみると、保健福祉家族部は2006年5月「多文化家庭子女教育支援対策」発表し、2009年4月から就学前または低学年の多文化家庭子女の言語発達を促進し、二重言語の使用活性化を支援しグローバル人材として育成することを目的として「多文化言語教室」を11ヶ所¹⁵⁾で運営している。2009年度保健福祉家族部の多文化家庭子女の言語発達支援に1兆5億5千3百万ウォンが使われた。また、教育科学技術部の資料によると、二重言語の教授要員の養成ための予算が2008年度は2億ウォン、2009年度には6億ウォンと3倍も増額した¹⁶⁾。このように、多文化家庭子女の教育支援は拡大しているが、女性移住者は子女に対する多言語政策をどのように意識しているのか、何を求めているのかを検討する必要がある。

そこで、女性移住者に多文化家庭子女への二重言語の教育の必要性について問うた結果は表8の通りである。

二重言語教育を「する方が良い」と「今は必要ない」と答えたものは2名ずつであるが、「今はあまり必要ない」と答えた者は8名である。約67%が韓国語教育を受けさせたいと答えた。家庭内で母語を教えているのかについて問うと、全員がほとんど教えていない状況であることが分かった。その理由としては「韓国語能力が友達より低い」、「子供に教えてもすぐ忘れる」、「子供が自ら覚えようとしないう」、「学校が終わっても塾に通うため

時間がない」と回答した。多言語を身につけるのは良いけど多文化家庭子女のアイデンティティは韓国人にあるため今はまず韓国語の教育が急務であると述べた。

チョヨンダル(2006)の研究によると、多くの多文化家庭子女は言語習得の遅延により学校での学習に問題があり、いじめを受けるケースもある。また、薛東勲ほか(2005)は多文化家庭子女の調査対象者のうち17.5%が集団的にいじめられたことがあると答えた。いじめられる主な理由は児童・生徒の性格の問題ではなく、両親の二重言語の使用による言語習得の遅延、言語障害(吃音など)と関連した問題を挙げている。

特に農村地域に居住している子供は劣悪な家庭環境、教育施設機関の少なさ、周りからの否定的認識によって子供は円満な交友関係形成や学業成就意欲の面で否定的に作用するなど心理的な問題の原因になっている。したがって、女性移住者は多言語教育政策においては、二重言語教育を望む女性移住者はきわめて少なく、自分の母語教育よりは韓国人として韓国で生きていく子女のためにまず韓国語教育に取り組むことを希望している。

おわりに

以上、ここまでの内容を総括する。まず、多文化家族支援政策に関する先行研究を概観した結果、同化主義であると批判する見解が一般的であることを明らかにした。その理由としては、韓国政府が採用する政策における「社会統合」という文言の問題と、センターの事業が韓国語教育・韓国文化に重点を置いていることに注目している。本稿はこのような批判的な説とは逆に、女性移住者が多文化家族支援政策を受けたことで生活するにおいて肯定的な効果をもたらしているのではないかという仮説を検証した結果、単なる同化を乗り越えてエンパワーメントできたことを明らかにすることができた。多文化家族支援センターの事業を受けた農村地域の女性移住者を対象にインタビュー調査した結果、女性移住者に多文化家族支援政策がもたらした効果として以下のような点が挙げられる。

第1に、韓国語教育を通しては、①家族との関係の改

表8. 多言語教育政策の必要性について

ぜひ必要	する方が良い	今はあまり必要ない	今は必要ない	分からない
0名	2名	8名	2名	0名

善、②家庭内での役割変化による地位の向上、③子女の教育・子育てへの参加、④自尊心の向上を変化として挙げている。

韓国語教育は同化政策であると批判されがちであるが、調査結果によると、女性移住者は韓国語教育を受けたことで家庭内に起こった変化に最も満足している。女性移住者は韓国語教育を受けてから自分の意思を主張できるようになったことや、母国の文化を伝達するようになったこと、子女を教育させる力を身につけるようになるなど、心理的にエンパワーメントできるきっかけを創り出しているのである。

また、韓国語の習得をきっかけに家計費を管理するようになるなど、家庭内における女性移住者の地位向上・役割確立の効果ももたらしている。多文化家族政策は、女性移住者において同化を乗り越えて自尊心を回復させる効果があることを明らかにできた。

第2に、英語指導者教育などの就業教育は、①就職を通じた経済的な貧困解決の一助となることは言うまでもなく、②経済的な自立を通じた子女教育問題と家庭内で起こることに対する発言力の強化、③夫及び姑との葛藤の緩和などの効果があることが検証できた。このように就業教育を通して女性移住者は自立性を向上し、社会的にエンパワーメントできる能力を引き出しているのである。第3に、文化教育を通しては、文化の差を理解することで家族の葛藤の緩和に効果があることも明らかにできた。

続いて、このような教育支援を受けた女性移住者が、現在最も悩んでいることは「子女教育」であった。多文化家庭子女の二重言語教育政策について、女性移住者の意識調査の結果によると、子供たちは韓国人としてのアイデンティティを持っているため二重言語教育よりはまず韓国語教育を要望しており、政策と女性移住者の悩みとの間にずれがあることを明らかにした。多文化家庭子女の韓国語習得の低下問題は、学校生活の不適応問題と、そのまま成人になったならば仮定すると社会で疎外される問題の対策として発生する社会費用を考えなければならない。

多くの論者はセンターの主な事業が韓国語教育なので同化政策であると批判しがちであるが、女性移住者は韓国語、韓国料理・文化の教育支援を通して韓国社会に適応¹⁷⁾しようと自ら積極的に教育を受けており、子女にも韓国語教育を至急に要望している。これを理念として

同化だとするならば、現実的に女性移住者は同化を求めているともいえるだろう。

生活する社会の主要言語を習得することは、女性移住者の基本的な人権保障にとっても不可欠であると思われる。調査結果からも女性移住者は多文化家族政策を受けたことで、知的自立を通して家庭内で意思を表現し発言権を獲得できるようになった。また、経済的自立を通して家庭内で平等な地位を求めように変化した。このような変化により女性移住者は、徐々に家庭内・地域社会でも活動領域を拡大していき、それこそ地域社会の多様化につながると思われる。

注

- 1) 行政安全部「2009年地方自治体外国人住民の現況調査結果」より。
- 2) 多文化家族政策の転換について詳しくは、宋「韓国における国際結婚女性移住者に対する政策の転換とその要因」『政策科学』17巻1号、80-84頁を参照されたい。
- 3) 韓国統計庁「国家統計ポータル」サイト (www.kosis.kr)「国際結婚移民者現況」より。
- 4) 韓国においては「合計出生率」という用語が使われており、妊娠可能な女性（15～49才）一人が一生出産する子供の人数を意味する（韓国政府「2006-2010第1次低出生率高齢社会基本計画」17頁より）。
- 5) 65歳以上の人口が総人口のうち7%を超えると高齢化社会（Aging Society）、14%を超えると高齢社会（Aged Society）、20%を超えると超高齢社会（post-aged Society）と定義されている（国会予算政策所「韓国高齢化推移関連展望報告書」2009年より）。
- 6) 多文化家族センターの事業内容について詳しくは、宋「韓国における国際結婚女性移住者に対する多文化政策の運営実態—自治体の多文化家族支援センターの事業執行の事例からみる問題点—」『政策科学』17巻2号、10頁を参照されたい。
- 7) 外国人政策基本計画の目標は、①積極的な開放を通じた国家競争力強化、②高い質の社会統合、③秩序ある移民行政具現、④外国人的人権擁護である。
- 8) 全羅南道道庁の内部資料用の数字であり公式的な公開資料ではない。
- 9) 薛東勲ほか（2006）の研究によると、女性移住者の77%が母国で就職の経験があるが、来韓後は38%のみ就職をしている。未就業のうち82%が今後就職を希望している。
- 10) 金デソン「多文化家庭急増による全南の政策対応の方案」『Regioninfo』第145号、2008年、6-8頁。
- 11) ただし、表1の女性移住者の国籍別をみると、中国人（朝鮮族）の人数が最も多いが、農村より都市に多く住んでおり、朝鮮族の者は朝鮮語を話せるのでセンターを利用する者は少ない。ヨンナムセンターを利用している中国人（朝鮮族）は

- 3名であるが、調査に応じていただけたものは一人であった。
- 12) 多文化家族支援センターの運営実態について詳しくは、宋「韓国における国際結婚女性移住者に対する多文化政策の運営実態」『政策科学』17巻2号、97-110頁を参照されたい。
- 13) 韓国統計庁「国家統計ポータル」サイト (www.kosis.kr)「2008年度全国外国人妻の国籍別の離婚率」によると、2004年離婚件数は1,567件、2005年2,382件、2006年3,933件、2007年5,707件、2008年7,962件で年々増加傾向である。
- 14) エンパワーメント (Empowerment) という言葉は、本来あらゆる人が持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えることで行動に移せる活力を意味する。女性や子供も、障害者、高齢者、発展途上国の人々など社会的に差別されたり、低位にいる人々に能力を発揮させるために使われる場合が多い。(神谷治美・島田洋子ほか『女性の自立とエンパワーメント』ミネルヴァ書房、2005年、7頁)
- 15) ソウル市2ヵ所、大丘市、仁川市、光州市、大田市、京畿道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、慶尚南道に各1ヵ所ずつである。
- 16) 政策資料集「多文化家族子女教育支援のための現場討論会の報告書」、2009年、62-63頁。
- 17) 適応 (adaptation) とは、与えられた環境の中で個人の積極的な努力を通じて良好な人生の状態を達成することを意味する(薛東勳ほか「女性結婚移民者の社会経済的適応と福祉政策の課題—出身国家と居住地域による相違性を中心に」『社会保障研究』24(2)2008年、114頁)。

参考文献・資料・URL

- 金ソンヒ (2008)「結婚移住女性政策の正体性分析」『行政論叢』46(4)。
- 文ギョンヒ (2006)「国際結婚移住女性をきっかけにみる多文化主義と韓国の多文化現象」『21世紀政治学会報』16(3)。
- 金ヒョンミ (2006)「国際結婚の全地球的ジェンダー政治学」『経済と社会』70巻。
- 金イソンほか (2008)「農村女性結婚移民者家族支援事業の発展方案研究」『農林部』。

- 高スクヒ (2008)「韓国政府の多文化社会の対応政策—外国人居住類型別政策差異を中心に」『韓国社会と行政』第19巻、第3号。
- 田村知子 (1989)「カナダにおける非公用語問題と多文化主義政策」『津田塾大学国際学研究』18号、51-71頁。
- 関根政美 (1996)「国民国家と多文化主義」『国際社会学』名古屋大学出版会、18-39頁。
- 関根政美 (2000)『多文化主義社会の到来』朝日新聞社。
- 薛東勳ほか (2006)「結婚移民者家族実態調査および中長期支援政策方案研究」『女性家族部』(研究用役課題:2006-55)。
- 高スンヒ (2008)「韓国の多文化社会の進行による接近方案模索: 韓国人と外国人女性結婚移民者の態度調査を中心に」『韓国社会と行政研究』第19巻第1号、213-234頁。
- 韓国女性政策開発院 (2006)「女性結婚移民者の文化的葛藤経験と疎通増進のための政策課題」『経済・人文社会研究会協同研究叢書』。
- チョヨンダル (2006)「多文化家庭の子女教育実態調査」『教育人的資源部』(研究用役課題:2006-issue-3)。
- 薛東勳ほか (2008)「女性結婚移民者の社会経済的適応と福祉政策の課題—出身国家と居住地域による相違性を中心に」『社会保障研究』24(2)、114頁。
- 李ソンズ (2009)「移住女性労働の非可視化とエンパワーメント」『英米文学フェミニズム』第17巻1号、199頁。
- (以上は韓国語の論文である。)
- Castles, Stephen, and Mark J. Miller (2003) *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World*, 3rd Edition. New York: Guilford Press.
- Kymlicka, Will (1995) *Multicultural Citizenship*. Oxford: Oxford University press.
- 神谷治美・島田洋子・石田絃子・吉中康子 (2005)『女性の自立とエンパワーメント』ミネルヴァ書房。
- 韓国統計庁「国家統計ポータル」サイト <http://www.kosis.kr>
- 行政自治部ホームページ <http://www.mopas.go.kr>
- 保険福祉家族部ホームページ <http://www.mw.go.kr>